令和８年第１回潟上市議会定例会会議録（４日目）

○開　議　　令和８年　３月２６日　午後　１：３０

○閉　会　　午後　２：４１

○出席議員（１８名）

１番　加藤大地	２番　鈴木司	３番　奈良崇史
４番　安田貴志	５番　伊勢潤	６番　中川光博
７番　菅原宣之	８番　一ノ関郁也	９番　石川浩之
１０番　菅原龍太郎	１１番　藤原仁美	１２番　奈良与志樹
１３番　堀井克見	１４番　藤原典男	１５番　鐙仁志
１６番　菅原蘭子	１７番　鈴木壮二	１８番　佐藤敏雄

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	鈴木雄大	副市長	鎌田雅人
教育長	吉原慎一	総務部長	古仲淳
市民生活部長	菅生司	福祉保健部長兼福祉事務所長	伊藤佐和子
産業振興部長	古畑範行	建設部長	佐々木渉
教育部長	伊藤強	総務課長	浅野幸一
企画政策課長	石井恵子	財政課長	内田倫雄
農業委員会事務局長	永井英明		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	安田秀樹	議会事務局次長	澁谷睦子

令和８年第１回潟上市議会定例会日程表（第４号）

令和８年３月２６日（４日目）午後１時３０分開議

会議並びに議事日程

日程第　１　議会運営委員会の報告
日程第　２　議案第　１号　潟上市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）について
日程第　３　議案第　２号　潟上市行政手続条例の一部を改正する条例（案）について
日程第　４　議案第　３号　潟上市防災会議条例及び潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について
日程第　５　議案第　４号　潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
日程第　６　議案第　５号　潟上市昭和デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例（案）について
日程第　７　議案第　６号　潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
日程第　８　議案第　７号　潟上市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）について
日程第　９　議案第　８号　潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
日程第１０　議案第　９号　潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（案）について
日程第１１　議案第１０号　潟上市附属機関設置条例の一部を改正する条例（案）について
日程第１２　議案第１１号　潟上市立保育所条例を廃止する条例（案）について
日程第１３　議案第１２号　財産の無償譲渡について
日程第１４　議案第１６号　市道路線の認定及び変更について
日程第１５　議案第１８号　令和７年度潟上市一般会計補正予算（第１５号）（案）について

日程第１６　議案第１９号　令和７年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）（案）について

日程第１７　議案第２０号　令和７年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）（案）について

日程第１８　議案第２１号　令和７年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）（案）について

日程第１９　議案第２２号　令和７年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第１号）（案）について

日程第２０　議案第２３号　令和７年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第１号）（案）について

日程第２１　議案第２４号　令和７年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第１号）（案）について

日程第２２　議案第２５号　令和７年度潟上市水道事業会計補正予算（第３号）（案）について

日程第２３　議案第２６号　令和７年度潟上市下水道事業会計補正予算（第３号）（案）について

日程第２４　議案第２７号　令和８年度潟上市一般会計予算（案）について

日程第２５　議案第２８号　令和８年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について

日程第２６　議案第２９号　令和８年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について

日程第２７　議案第３０号　令和８年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について

日程第２８　議案第３１号　令和８年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について

日程第２９　議案第３２号　令和８年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について

日程第３０　議案第３３号　令和８年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について

日程第３１　議案第３４号　令和８年度潟上市水道事業会計予算（案）について

日程第３２　議案第３５号　令和８年度潟上市下水道事業会計予算（案）について

日程第３３　陳情第　１号　ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書

日程第３４　報告第　２号　専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）

日程第３５　同意第　１号　潟上市監査委員の選任について

午後　１時３０分　開議

○議長（佐藤敏雄）　傍聴者の皆様、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

ここで市長より発言の申出がありますので、これを許します。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大）　お疲れさまでございます。

私から審議に先立ちまして、本定例会に追加提案いたしました案件の概要について申し上げます。

はじめに、専決処分の報告についてであります。

損害賠償の額を定めることについては、商業施設駐車場内において発生した公用車による車両破損事故で、相手車への接触事故によるものであり、この後、担当局長がご説明いたします。

また、同意案件につきましては、潟上市監査委員を選任するものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上であります。

【日程第１　議会運営委員会の報告】

○議長（佐藤敏雄）　日程第１、議会運営委員長の報告を行います。２番鈴木司議会運営委員長。

○議会運営委員長（鈴木司）　皆さん、お疲れさまです。

議会運営委員会の報告をいたします。

３月23日に付議事件の追加について通知がありましたので、本日、このことについて議題として議会運営委員会を開催しております。

追加案件は、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）、潟上市監査委員の選任についてであります。

これにより、本日の日程第34に報告第２号を、日程第35に同意第１号として追加することといたしました。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（佐藤敏雄）　これで議会運営委員会の報告を終わります。

【日程第２　議案第１号 潟上市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条

例（案）について　から　日程第３３　陳情第１号 ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書まで】

○議長（佐藤敏雄）　日程第２、議案第１号 潟上市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）についてから日程第33、陳情第１号 ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書までを一括議題とします。

各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長の報告の後、条例案、単行案、陳情については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。

令和７年度各会計補正予算（案）及び令和８年度各会計予算（案）については、予算特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

【総務文教常任委員長の報告】

○議長（佐藤敏雄）　最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。９番石川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（石川浩之）　令和８年第１回定例会で本委員会に付託された議案等について、会議規則第102条の規定により報告します。

１．審査年月日　令和８年３月16日、１日間。

２．出 席 委 員　加藤大地、安田貴志、堀井克見、佐藤敏雄、菅原龍太郎、石川浩之。

３．説 明 当 局　総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長。

４．書　　記　総務部総務課　眞坂聡子さん。

５．審査の経過と結果。

議案第２号 潟上市行政手続条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の一部改正に鑑み、聴聞又は弁明の機会の付与に係る手続において、名宛人となるべき者の所在が判明しない場合に行う通知の方法を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

掲示場での書面掲示による方法であったものを、インターネットによる公表及び掲示

場での書面掲示又は事務所に設置したパソコン画面での表示の方法で行うものです。

委員からは、掲示場での書面掲示又は事務所に設置したパソコン画面での表示について、掲示場での書面掲示も事務所に設置したパソコン画面での表示も行うということかとの質問があり、当局からは、インターネットによる公表及び掲示場での書面掲示又は事務所に設置したパソコン画面での表示を並行して行うとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第３号 潟上市防災会議条例及び潟上市防災行政無線通信施設設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、常備消防組織の再編等に伴い、所要の規定を整理するため、関係条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、潟上市防災会議条例の該当する構成員の人数について質問があり、当局からは、男鹿地区・湖東地区の消防長と潟上市の消防団長の計３人であったところ、消防本部が統合されることから消防長が１人減となり、消防団長と合わせて２人となるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（佐藤敏雄）　これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第２号 潟上市行政手続条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第２号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、議案第２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第３号 潟上市防災会議条例及び潟上市防災行政無線通信施設設置条例の

一部を改正する条例（案）についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第３号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、議案第３号は委員長の報告のとおり可決されました。

【社会厚生常任委員長の報告】

○議長（佐藤敏雄）　次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。14番藤原社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（藤原典男）　令和８年第１回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

１．審査年月日　令和８年３月16日、１日間。

２．出 席 委 員　中川光博、藤原仁美、菅原蘭子、鈴木壮二、一ノ関郁也、藤原典男。

３．説 明 当 局　市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、各関係課長。

４．書　　記　福祉保健部社会福祉課　小野公之。

５．審査の経過と結果について。

議案第１号 潟上市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）について。

本条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による子ども・子育て支援法の一部改正により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものです。

委員からは、申請の仕方と特定の内容について質問があり、当局からは、申請はオンラインによること、特定とは利用者が保育所等を利用していないという特定がされたこととの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第４号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正により、子ども・子育て支援納付金課税額に関し必要な事項を定めるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、子ども・子育て支援納付金の対象人数、一人当たりの金額と、条例を改正する理由について質問があり、当局からは、対象人数は、令和６年度末において、18歳以上被保険者数5,292人、18歳未満被保険者数325人で、一人当たりの金額は医療分と同様に低所得者には軽減措置が講じられ、一人世帯で総所得額が43万円では７割軽減で月額42円、総所得額が73万円では５割軽減で月額158円、総所得額が99万円では２割軽減で月額283円、総所得額が150万円では月額458円を見込んでいるとの回答がありました。条例を改正する理由については、国のこども未来戦略加速化プランにおける少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、子ども・子育て支援金制度を創設したことによるものとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第５号 潟上市昭和デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、潟上市昭和デイサービスセンターにおける一般入浴事業を廃止するため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、１月に実施した説明会参加者数と市民が理解していると判断した理由は何かとの質問があり、当局からは、市内７か所での説明会参加者は、天王地区13名、昭和地区13名、飯田川地区１名で、昭和地区では残念だとの意見が多かったが、積極的な反対意見はなく、結果として理解していただけたものと捉えているとの回答がありました。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第６号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、令和８年度における保険料率の算定に関する基準の特例により課税者とみなされる者に係る保険料の減免に関し必要な事項を定めるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第９号 潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正す

る条例（案）について。

本条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による子ども・子育て支援法の一部改正により、乳児等のための支援給付に係る過料に関し必要な事項を定めるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 潟上市立保育所条例を廃止する条例（案）について。

本条例は、潟上市立追分保育園の民営化に伴い、市立保育所を廃止するため、条例を廃止するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 財産の無償譲渡について。

本案は、潟上市立追分保育園の園舎等を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第１項第６号の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員からは、建物の資産価値について質問があり、当局からは、令和７年度の評価は２億800万円との回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第１号 ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書。

本陳情は、ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）の国民への接種を中止することについて、国に対し意見書の提出を求めるものです。

委員からは、安全性が確保されていないという賛成意見と、この文書では判断材料がない、採択する必要がないという反対意見があり、本陳情は、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（佐藤敏雄）　これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第１号 潟上市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第１号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、議案第１号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、議案第４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５号 潟上市昭和デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。13番堀井克見議員。

○１３番（堀井克見）　この昭和のデイサービスセンターに関わる条例の改正、まあ廃止改正なんですが、これは実はプラザの湯が焦点になってます。で、委員長報告の中でも、まあ委員会でもいろいろと質疑されたと。で、どういうふうな観点で市民の理解を得たと、その理由は何かというふうな質問が出てます。で、内容は、ご案内のとおり天王13、昭和13、飯田川１ということで、17名が市民説明会７か所でやったら来てくれたと。で、特に、この問題、新しく議員になられた方々はなかなかその経緯詳しくは理解してないかもしれない。実はこれ、昨年の12月定例会で11対６という言ってみれば圧倒的多数で、この議案が否決されております。ということは、この風呂事業を継続すべきだという旨の趣旨がね、議員が11名示しておりまして、当局提案が否決されたと。で、昨年の12月の中旬ですから、それ以来まだいくらもたってません。で、12月中には議会

終わると同時に７か所で当局が説明会を行うと。いとまも与えねえでそれをやったら、このとおり二十何人集まったと。私ね、やはり客観的に見ても議員として見ても、その後、あの12月の中旬で反対討論も私も含めて３人やりましたよ。そしてこれは継続すべきだし、今、この条例を改正すべきじゃないということの意思表示が議決機関がきぱっと出しました。しかしながら、私は議員は変わったけれども、何一つね、プラザの湯の置かれてる環境というのは変わってないという認識です。したがって、昭和地区の意見の中でも、残念だという意見があったけれども、特別、積極的な反対意見はなかったという当局の答弁、これはやはり認識に相当そごあると思いますよ。強烈に反対してますよ、逆に継続してほしいと何らかの形で、頼むと、これがあの地域の、そしてまた利用されてる方々の切なる意見ですよ。ですから、それからいくと、どうもこの当局のお答えというものが、やはり市民の感覚とか議員感覚とちょっと乖離（かいり）、ちょっと、かなり乖離があるなと。で、この理由、まあ何回も聞いてますけれども、ほかの福祉事業に影響が及ぼすと。年間500万とか1,000万とか、料金のそのアップによっては1,000万が500万になるということも答えてますよ。だとするならば、福祉予算うんぬんというのは何億、何十億と及ぶわけであって、500万、1,000万、確かに、かけがえのない税金だけれども、それによって福祉政策がゆがめられるということ、これもかなり背伸びした解釈であって、我々、私の議員としての感覚からいくと、なかなかにわかには理解できない。したがって、私はこの条例改正案については強く反対を唱えます。

で、先般、何を隠そう私のところに連絡ありまして、557名ですか署名集めて、それを当局あるいはまた議会にも是非継続してほしいと。条例を改正してあそこやめることは強く反対だという声まで、市民の声が届いてますよ。それなのに、私はこの昨年の12月から今このだんに至って、議員が変わったからといってこれを議会が可決し、そして民意というものをはっきり言って受け入れないということは、私はやはりこの民主社会、議会の中ではあってはならないことだと。もう少しやはりあらゆる手を駆使して、地元に、そしてまた利用者に寄り添うべきだというふうな意見を持っています。

その点について、ちょっと話長くなって恐縮ですが、委員長、今私が申し上げたことを何点かですね、まあ所管の委員会として委員長中心にして掘り下げた幅広な質疑されたと思いますが、どういうふうな内容であったんですか。今一度ひとつお答えいただけますか。

○議長（佐藤敏雄）　14番藤原典男委員長。

○社会厚生常任委員長（藤原典男）　まず説明会ではどのような当局が説明したのかというふうな内容が話されました。それは、経営状況や施設の老朽化、事業を行う事業者を２回公募したが応募者がいなかったこと、市直営に現実的ではないことを説明いたしました。その中から、昭和地区では残念だという意見が多かったですが、積極的な反対討論はなかったという当局の答弁でございまして、結果としては理解していただけたと捉えているというふうな当局の答弁でした。

それから、今お話しされました署名についてですけれども、これについても質疑がありまして、質疑というか意見がありまして、署名は先日提出されましたというふうなことを健康長寿課長が答弁されてますけれども、しかし、その署名については、一人の方が家族分の名前を書いていることもあり、署名として正式なものではないため、要望として受け付けましたと。で、署名としての効力を持たないことを提出者の方へ説明してますというふうな答弁でございましたので、まあちょっと十分ではないかもしれませんけども、こういうふうな議論、質疑をしております。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　13番堀井克見議員。

○１３番（堀井克見）　今、藤原委員長のほうからるるお答えいただきました。で、今まで我々が議会で、あるいはまた委員会等々で質疑した範囲を一歩も出てませんよ。で、当局もまた同じことの繰り返し。２回公募したうんぬんも、もうこれも何回ももう聞き飽きてます。去年の12月の段階で、そういうこと私ども伺ってますから。にもかかわらず11対６でもってそれはいかがなものかと。議会、議員感覚では何らかの方法を取って継続すべきだということの意思表示が11対６だと、私はそう踏んでおりますよ。ですから、やはりこれね、いろいろ意見が分かれるっていうことは分かりますけれども、やはり民意があって、民意があっての市政だし、我々議会の存在でありますから、その民意というものはやはりもっと受け止めて、こういうときこそやはり私は執行権者であります鈴木市長からも英断をいただきながら、何らかの形であの地域、昭和、飯田川を含めて包含した形で継続するような対案を、まああまり間を置かないで出していただきたい。そして市民に寄り添ってほしいなということを重ねてお願いというか、議員の一人として要望したいと思います。

で、まあ557名のこと、家族全員が書いてきたと。市民であれば別に人格は皆ね、一人一人別なわけであって、家族３人いて３人書くことがどこ悪いんですか。悪くないと

思いますよ、別に。１世帯１人なんて、何基準で物申してるんですか。少なくとも市民以外だとかね、やらせがあったとかっては別だけれども、純粋な願うという気持ちがあって、家族みんながそうだそうだということで署名し、そして議決機関なり当局に上げてくる。むしろね、私は積極的にそういうものを取り上げて、議会でも１回の説明もなかったし、また当局としてのそういうふうなあれもなかった。で、今日の朝、議会運営委員会まで開いてるんですよ、別のことについては。まあたかがっていえば恐縮だけれどもね、賠償の問題だとか人事案件で。だとすれば、少なくともこういうもの来てますよと、こういう処理をされたと、いかがですかと議会でどう取り扱いますぐらいのね、局長、それがね民意さ添ったと、私はやり方だと思う。決してそれが無駄だとは私は決して思わない。まあそういう手続も行われないで、今、委員長の報告があって初めて知る議員もいるでしょう。557名ってば重いですよ、民意っていうのは。そこらもひとつ熟慮していただきたいし、熟議をしていただきたいと思います。少なくとも、はっきり申し上げますけれども、この条例の改正に当たっては、私は12月も反対討論もやりましたし、自分の姿勢、心情というもの、あるいは世相を、そう簡単に変えるわけにもいかないし、声高に反対と申し上げたいと思います。

以上。

○議長（佐藤敏雄）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第５号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立多数です。したがって、議案第５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第６号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第６号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、議案第６号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第９号 潟上市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第９号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、議案第９号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 潟上市立保育所条例を廃止する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 財産の無償譲渡について質疑を行います。質疑ありませんか。13番堀井克見議員。

○１３番（堀井克見）　これも昨年から続いてることで、いよいよ民営化すると。追分保育園がその第一弾として動き出すと。で、まあ来年までは過渡期として一緒に運営をしていくと。で、ひとつこの報告の中で、委員からもその建物等々の資産価値についてお尋ねがあったようです。２億800万という数字が出てますが、これは建物といっても園舎はもとより、当然だと、大体予測はつきますけども、どっからどこまでなのか。それと土地というのはどういうふうな扱いなっていくのか。併せて、形あるものは劣化してまいりますから、その園舎が劣化して園舎としての運用が難しくなったときに、全くもう潟上市は今回無償に譲渡したがゆえに、あとは一切、金輪際関係ないのか、しないのか。例えば修繕等々、保育に支障がきたときは自らその受けるべき法人が全ての自己責任でやるということの確約の上で、この段階に至ってるのか至ってないのか。少なくとも、基本的にはおおむね潟上市民の市内の園児たちがこれからも保育をいただくわけですから、知らないふりもできないという場面だって出てくるかもしれない。そうしたときに、どういう責任の所在が双方明らかになっていくのか。経営方針も含めて、どこまで介入できるのか等々はやはり心配ありますよ。ですから、まあ少なくとも行政のスリム化という観点から、こういう時代の波が押し寄せているということは十分理解できますけれども、そこら辺、所管の委員会として、まさに掘り下げて、そしてウイングを広げて質疑されたのかどうか。少なくともこれが第一弾で、これからは天王の保育園もこういう時代が来るでしょう。出戸も来るでしょう。場合によっては昭和、飯田川まで来るかもしれない。ですから、これはやはりまず最初が一つの前例になりますから、そこら辺を所管の委員会としてどういうチェックをし、そして質疑深めたのか、その点について報告を求めます。

○議長（佐藤敏雄）　14番藤原典男委員長。

○社会厚生常任委員長（藤原典男）　質疑の中では、ここにも書いてあるとおり、建物の資産価値について質疑がありました。その後、そうすると土地はどうなるのかというふうなこともその後聞かれておりまして、土地は無償譲渡しないのかというふうな質問が

ありました。で、当局では、建物のみ無償譲渡とし、土地は市の所有として貸し付けることにしておりますというふうなことだけの質疑でしたけれども、説明の中では、やはり相手のほうに譲渡するという上ではいろいろな整備をしながら、そのお金もつけてやるというふうなことで、後で資料ありますので、それ後でご覧になってください。

以上です。

○議長（佐藤敏雄）　13番堀井克見議員。

○１３番（堀井克見）　委員長、午前中、私、委員長の役割してて、報告の範ちゅうで質疑するということは前提で私やらなきゃならないっていうことは重々承知してますが、やはりこの建物ね、２億いくら。土地も質疑されたんだけれども、はっきり出ないような印象の今答弁。例えば無償でやらないと。土地があるっていうことは、建物はまずね無償で譲渡すればその運営する財団、団体のものだと。ダブルスタンダードといいましょうか、そういう形が常に営々と続いていくということになるのか、ならないのか。やはりそこらはね、やはり初めの段階できちっとしておかないと、トラブルとは言わないけれども、ああだこうだとなりかねないですよ。そこをだからやはり恐らくかなりね、こういうふうなスタイルが全国的に他市でも行われてると思いますから、そこらはやはり所管の委員会として前例、他市を見ながらですね、きちっと審査をしていただいて、そして我々がやはり議決の意思表示する、議員一人一人にね、十分な資料、判断材料を与えてほしかったなと。なかなか分かりにくい。ただ、基本的に譲渡するということは、まさに時代の流れだし、おおむねにおいて私もそれに異を唱えるものではありませんから、もちろんこれには反対しませんけれども、この条件やについてはですね、もう少し掘り下げたきちっとしたものを所管委員会としてたたき上げ、そしてこの判断の材料として報告していただければありがたかったなという印象です。もし委員長のほうからそれに対して答弁があればいただくし、なければこれで質疑は終わりたいと思います。

○議長（佐藤敏雄）　14番藤原委員長。

○社会厚生常任委員長（藤原典男）　ありません。

○議長（佐藤敏雄）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第１号 ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第１号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は採択について諮ることになりますので、お間違いにならないようにしてください。それでは、陳情第１号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立少数です。したがって、陳情第１号は不採択とすることに決定しました。

【産業建設常任委員長の報告】

○議長（佐藤敏雄）　次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。５番伊勢潤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（伊勢潤）　令和８年第１回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

１．審査年月日　令和８年３月16日、１日間。

２．出 席 委 員　鈴木司、菅原宣之、奈良与志樹、鐙仁志、奈良崇史、伊勢潤。

３．説 明 当 局　産業振興部長、建設部長、各関係課長。

４．書　　記　建設部上下水道課　桐生咲紀子さん。

５．審査の経過と結果について。

議案第７号 潟上市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、林野火災に関する注意報の運用が開始されたこと等を踏まえ、火入れの中止に係る基準を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第８号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行により、国の道路占用料の額が改定されることを踏まえ、本市の道路占用料の額を改定するため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、改正による影響額について質問があり、当局からは、約123万円の増額になる見込みとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 潟上市附属機関設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地方自治法第138条の４第３項の規定に基づき、廃止石油坑井封鎖事業に必要な審議を行う潟上市廃止石油坑井封鎖検討委員会を設置するため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、今後のスケジュールについて質問があり、当局からは、坑井３か所の封鎖工事を令和13年度までに実施する計画で、令和８年度には封鎖に向けた検討委員会を開催、その翌年には工事を実施する予定との回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号 市道路線の認定及び変更について。

本条例は、市道の路線を認定し、及び変更するため、道路法第８条第２項及び第10条第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（佐藤敏雄）　これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第７号 潟上市火入れに関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第７号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、議案第７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第８号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第８号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、議案第８号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 潟上市附属機関設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 市道路線の認定及び変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立全員です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開は２時30分から再開します。

午後　２時１７分　休憩

……

午後　２時３０分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を再開します。

【予算特別委員長の報告】

○議長（佐藤敏雄）　次に、予算特別委員長の報告を求めます。13番堀井克見予算特別委員長。

○予算特別委員長（堀井克見）　それでは、私から予算特別委員会の審査の報告をさせていただきます。

令和８年第１回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告をいたします。

１．審査年月日　令和８年３月16日、26日。

２．出 席 委 員　加藤大地、鈴木司、奈良崇史、安田貴志、伊勢潤、中川光博、菅原宣之、一ノ関郁也、石川浩之、菅原龍太郎、藤原仁美、奈良与志樹、藤原典男、菅原蘭子、鈴木壮二、佐藤敏雄、鐙仁志、堀井克見、以上であります。

３．欠 席 委 員　なし。

４．説 明 当 局　市長、副市長、教育長、各関係部課長であります。

５．書　　記　議会事務局　佐々木夏子さんにお願いしました。

６．審査の経過と結果について申し上げます。

予算特別委員会に付託されました、議案第18号 令和７年度潟上市一般会計補正予算（第15号）（案）についてから議案第35号 令和８年度潟上市下水道事業会計予算（案）についてまで、３月16日に大綱質疑を行いました。その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細の審査を行っております。

その結果、本日午前中に分科会委員長が報告したとおりであります。

以上の審査経過により、本特別委員会に付託されました議案第18号から議案第35号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤敏雄）　これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第18号から議案第35号までについて、これから討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決します。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第18号から議案第26号までの各会計補正予算（案）については、一括採決により採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第18号から議案第26号までについて、一括採決により採決します。

これから議案第18号から議案第26号までについて一括討論、一括採決を行います。

議案第18号から議案第26号までについて一括討論を行います。

討論のある方は、はじめに議案番号を発言してからお願いします。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号から議案第26号までを一括採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、議案第18号から議案第26号までの９件は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第27号から議案第35号までの各会計予算（案）については、一括採決により採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第27号から議案第35号までについては、一括採決により採決します。

議案第27号から議案第35号までについて一括討論、一括採決を行います。

議案第27号から議案第35号までについて一括討論を行います。

討論のある方は、はじめに議案番号を発言してからお願いします。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第27号から議案第35号までを一括採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　異議なしと認めます。したがって、議案第27号から議案第35号までの９件は委員長報告のとおり可決されました。

【日程第３４　報告第２号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）】

○議長（佐藤敏雄）　日程第34、報告第２号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）を議題とします。

報告第２号について、当局より説明を求めます。永井農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（永井英明）　それでは、追加提案分のピンクの表紙の説明資料の

１ページをお開き願います。

報告第２号 専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分し、同条第２項の規定により報告するものでございます。

相手方については記載のとおりでございます。

事故の概要についてですが、令和７年12月19日午後４時５分頃、秋田市土崎港北７丁目２番25号先駐車場内において、公用車が相手方車両に接触し、損傷を与えたものでございます。

損害賠償額は９万2,000円、専決処分日は令和８年３月９日でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第３５　同意第１号 潟上市監査委員の選任について】

○議長（佐藤敏雄）　日程第35、同意第１号 潟上市監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、10番菅原龍太郎議員が本案の候補者となっているため、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

（10番　菅原龍太郎議員　退席）

○議長（佐藤敏雄）　同意第１号について、提出者の説明を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大）　それでは、説明資料の２ページをお開き願います。

同意第１号 潟上市監査委員の選任についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第196条第１項の規定に基づき、同委員について選任するものでございます。

候補者は、住所　潟上市昭和大久保字宮の前105番地、氏名　菅原龍太郎、生年月日昭和27年８月13日でございます。

任期は、令和８年３月26日から令和12年２月21日までの４年間でございます。

なお、次のページに略歴がございますので、適宜ご覧ください。

ご同意のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤敏雄）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第１号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄）　起立多数です。したがって、同意第１号は同意することに決定しました。

ここで、先ほど除斥されました10番菅原龍太郎議員の除斥を解きます。

暫時休憩します。

午後　２時４０分　休憩

……

午後　２時４１分　再開

○議長（佐藤敏雄）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、10番菅原龍太郎議員に潟上市議会議員選出の監査委員に決定したことをお知らせいたします。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

これをもちまして、令和８年第１回潟上市議会定例会を閉会します。

皆様どうもご苦労さまでした。

午後　２時４１分　閉会

署　　名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長　　佐　藤　敏　雄

〃　署名議員　　鈴　木　　司

〃　署名議員　　安　田　貴　志